

芦屋ハートフル福祉公社を指定管理者とすることについて

1 芦屋ハートフル福祉公社の設立経緯・性格

市が基本財産2億円を出損した一般財団法人で、「だれでも・どこでも・いつでも」市民が在宅で保健福祉サービスが受けられることを目的に、居宅介護支援、訪問介護、訪問看護の介護保険・医療保険事業、要介護・障害認定調査や、市内の地域包括支援センター4センターの調整、地域ケアシステム構築を行う基幹的業務、精道地区の包括支援センター、障がい者相談支援事業、生活支援体制整備事業では全市域を対象とした支援ニーズとサービスのコーディネート機能を担うほか、自立支援ヘルプや普及啓発事業など公益目的の事業を継続実施するなど、税法上も非営利が徹底された法人として認められた法人である。

また、市が運営状況を把握していることに加え、決算報告を市議会に報告するなど、経営状況を広く公表している点においても民間事業所とは異なる。

2 通常型デイサービス（定員30名）配置基準の比較

職種	配置基準	福祉公社の配置実績
管理者	常勤1名	常勤1名
生活援助員(社会福祉士等)	上記と兼務可	上記と兼務可
看護職員 (看護師または准看護師)	0.5名 機能訓練指導員と兼務可	1名 <u>サービス提供時間を通じて</u> 1名が専従
介護職員 (資格要件なし)	①利用者1~15人 専従1名以上 ②利用者16~20人 専従2名以上 ③利用者21~30人 専従3名以上	①利用者1~15人 専従4名 ②利用者16~20人 専従5名 ③利用者21~30人 <u>専従5~6名</u> 4~5名は有資格者
機能訓練指導員(半日の場合) (PT, OT, 看護師等)	0.5名 看護職員と兼務可	0.5名 提供時間は専従
認知症ケア研修受講者	—	<u>1名(介護職員と兼務)</u>
調理員	—	0.3名
計(21人以上, 調理員除く)	5名	7.5名

市が求めるセーフティネットの役割を果たすため、通常の配置基準より手厚い配置を行っている。また、市内で唯一の中重度ケア体制加算及び認知症加算の指定事業所となっており、引き続き、重度の方の受け入れ体制を維持することができる。

3 地域との交流・信頼関係の構築

平成13年10月から芦屋ハートフル福祉公社が三条デイサービスセンターの運営に携わっており、地域との交流が継続して行われている。職員やボランティアも地域からきている方も多く、三条地域と芦屋ハートフル福祉公社との信頼関係が構築されている。

夏祭りでは、三条地区から3日間毎日10名近くの住民の方が「夏祭り応援隊」として夏祭り（ダイルームでの盆踊り）を実施していただいております。また、秋には三条コミスクの運動会にデイサービスの利用者も参加させてもらい、地域との交流を図っている。

その他囲碁のボランティア、ピアノ演奏のボランティア、歌のボランティアも地域住民の方であり、芦屋ハートフル福祉公社と地域住民との信頼関係が長年にわたり構築されている。

4 三条デイサービスセンターの改修工事への対応

利用者には高齢かつ認知症状の方が多いため、処遇の変化による心身への悪影響や家族負担を低減する必要があり、芦屋ハートフル福祉公社においては、在宅サービスを総合的に提供しているため、市との密接な連携のもと、数か月前から他の通所施設の紹介や訪問型サービスの導入など、利用者本位のきめ細やかな対応をすることができる。

以 上